

四国カルスト県立自然公園公園施設指定管理者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県自然共生課が所管する四国カルスト県立自然公園公園施設の第2期（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間）の指定管理者の候補者を、公平かつ適正に選定するため、四国カルスト県立自然公園公園施設指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に定める委員で組織する。

- 2 委員は5名以内とし、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。

(会議)

第3条 委員会は林業振興・環境部長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(候補者の選定)

第4条 委員会は、別に定める審査要領に基づいて指定管理者の指定を受けようとする者を審査し、候補者を選定する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、林業振興・環境部自然共生課において処理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

別表

氏名	所属等	備考
中澤 純治	高知大学 総合科学系 地域協働教育学部門 教授	地域資源の活用及び地域連携
葦田 恵美子	認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター 副センター長	自然保護及び自然体験事業
谷脇 幸秀	津野町商工会会長	地域資源の活用及び経済連携
野崎 美香	公益財団法人 高知県観光コンベンション協会 国内誘致部長	施設管理運営等 観光サービス
野並 良寛	株式会社クリケット 代表取締役	観光サービス